

# Newsletter



Institute for International Monetary Affairs  
(財)国際通貨研究所

## 「インクルーシブな国づくり」とマイクロファイナンス ～最近の G20、APEC を巡る動きとともに～

(財) 国際通貨研究所  
開発経済調査部 主任研究員  
福田 幸正  
[fukuda@iima.or.jp](mailto:fukuda@iima.or.jp)

現在世界では 30 億人以上、アジアでも約 6 割もの世帯が金融サービスへのアクセスを持たないと言われている。基本的金融サービスへのアクセスに問題が生じている状態を、英語では“financial exclusion”、その解消を“financial inclusion”と呼ぶが、共に現時点では訳語として定着した日本語はまだないようである<sup>1</sup>。世界の主だった国々の金融サービスへのアクセス率（成人人口に占める金融機関取引を有する人の比率）は次ページの図表 1 に示す通りである。

先進国では概ね 7 割以上となっているが、どこにでも銀行の支店、郵便局、ATM があり、手軽に金融サービスにアクセスできる先進国の目で見ると、途上国の数値の低さにはあらためて驚かされる。最近急速な発展を遂げているインドと中国でもそれぞれ 48%と 42%であり、これらはアジアではタイ（59%）・スリランカ（59%）とインドネシア（40%）の間に位置する低いレベルである。

---

<sup>1</sup> G20 ピッツバーグ・サミットと（2009 年 9 月 24-25 日）、それ以降に開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2010 年 4 月 10 日：ワシントン、2010 年 6 月 5 日：韓国・釜山）の声明仮訳では、外務省、財務省とも“financial inclusion”に「金融包摂」という訳語をあてている。

(図表 1) 地域別・国別 金融サービスへのアクセス率

アジア	%	アフリカ	%	北米・中南米	%	中東・北アフリカ	%	欧州	%
シンガポール	98	モリシヤス	54	カナダ	96	サウジアラビア	62	オランダ	100
韓国	63	ボツワナ	47	米国	91	トルコ	49	デンマーク	99
マレーシア	60	南アフリカ	46	ドミニカ	66	チュニジア	42	フィンランド	99
タイ	59	カーボヴェルデ	40	チリ	60	エジプト	41	ルクセンブルグ	99
スリランカ	59	ガボン	39	ジャマイカ	59	ヨルダン	37	スウェーデン	99
インド	48	スワジランド	35	パナマ	46	オマーン	33	ドイツ	97
中国	42	ジンバブエ	34	キューバ	45	アルジェリア	31	ベルギー	97
インドネシア	40	ベニン	32	ブラジル	43	イラン	31	フランス	96
バングラデシュ	32	ニジェール	31	ウルグアイ	42	モロッコ	28	オーストリア	96
ベトナム	29	ナミビア	28	コロンビア	41	リビア	27	スペイン	95
フィリピン	26	トーゴ	28	エクアドル	35	シリア	17	イギリス	91
モンゴル	25	セネガル	27	グアテマラ	32	イエメン	14	スイス	88
カンボジア	20	コンゴ共	27	スリナム	32	西岸・ガザ	14	アイルランド	88
ネパール	20	ブルキナファソ	26	ボリビア	30			ポルトガル	84
ミャンマー	19	コートジボワール	25	コスタリカ	29			ノルウェー	84
ブータン	16	アンゴラ	25	アルゼンチン	28			ギリシャ	83
パキスタン	12	カメルーン	24	ベネズエラ	28			イタリア	75
		ルワンダ	23	メキシコ	25			ロシア	69

(出所) World Bank(2008), *Finance for All?* 日本はデータなし。

途上国において金融サービスへのアクセス率が低い理由は、地域、国によって様々であるが、主に次のような途上国特有の事情が挙げられている<sup>2</sup>。

- 特に都市部以外においては、そもそも銀行支店や ATM の数が非常に少ないため、金融サービスへのアクセスが物理的に制約を受けている。
- 多くの途上国では出生証明や戸籍制度が不備であり、特にインフォーマル部門に従事していることが多い貧困層については銀行取引のための本人確認自体が困難。
- 口座開設料や最低預金残高等の設定が、貧困層にとって高すぎるが多い。

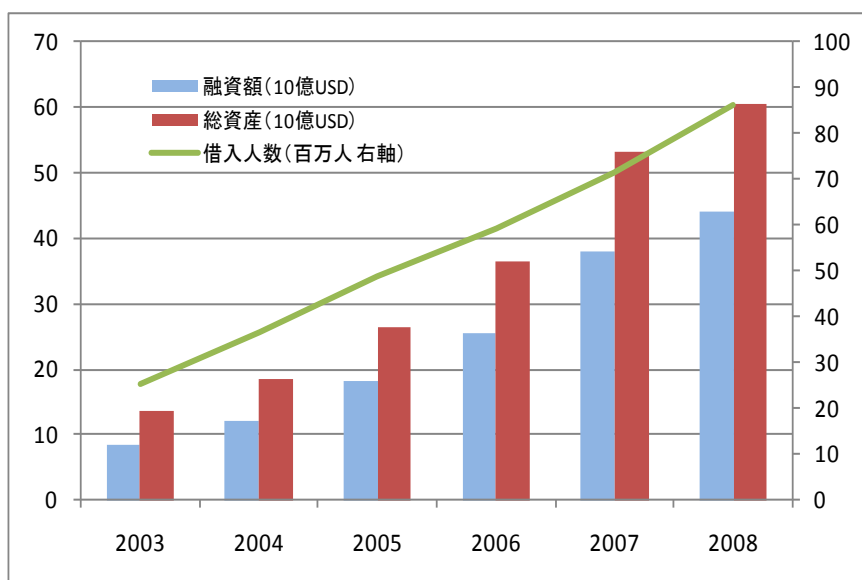
2000年の国連ミレニアムサミットにおいて、国際社会は2015年までに1日1ドル未満で生活する世界の貧困人口を半減させるなどとしたミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)を採択した。その後、これまで金融サービスから除外されてきた30億人ともいわれる人々(その多くは貧困層)を、“inclusive development”や“financial inclusion”の名の下で、積極的に途上国の成長戦略に取り込むことが意識された。そして、“financial inclusion”の一つの有力な手段としてマイクロファイナンスが位置付けられるようになった。このような流れの中で、2005年は「国連マイクロファイナンス元年」と位置付けられた。翌2006年、代表的マイクロファイナンス機関であるバングラデシュのグラミン銀行とその創始者モハメド・ユヌスはノーベル平和賞を受賞し、マイク

<sup>2</sup> World Bank (2008). *Finance for All?* p.6-7

ロファイナンスは途上国の貧困解消のための有力な鍵としても期待され、一躍世界的に脚光を浴びるようになった。2009年9月のG20ピッツバーグ・サミット首脳声明では、途上国の貧困層に焦点を当てた「最も脆弱な人々への支援の強化」と銘打った章が設けられている。その中で、貧困層の金融サービスへのアクセスの向上、マイクロファイナンスの活用による中小企業の振興が謳われている。また、専門家グループを立ち上げ、“financial inclusion”を具体的に進めていくことになっている。

マイクロファイナンスのWEB上の情報共有プラットフォームであるMIX (Microfinance Information eXchange)<sup>3</sup>によると、マイクロファイナンス業界は近年急速な成長を見せている。MIXに登録されたマイクロファイナンス機関(MFI)の主要計数推移は図表2の通りである。初期においては、マイクロファイナンスが途上国の貧困層に対する慈善活動の一形態と受け止められていた時期もあったが、最近ではモバイル・バンキングに代表されるように、携帯電話などの通信技術の飛躍的な発展と普及などもあいまって、収益事業として、また、責任投資の対象としても注目されている。また、MFIと投資家をつなぐマイクロファイナンス投資ビークル(MIV)も急速な成長を見せている(次ページ図表3)。マイクロファイナンス元年の2005年には62だったMIV(運用資産規模約18億ドル)が2008年には103(運用資産規模約66億ドル)と、わずか4年間で急増している<sup>4</sup>。

(図表2) MIXに登録されているMFIの主要計数推移

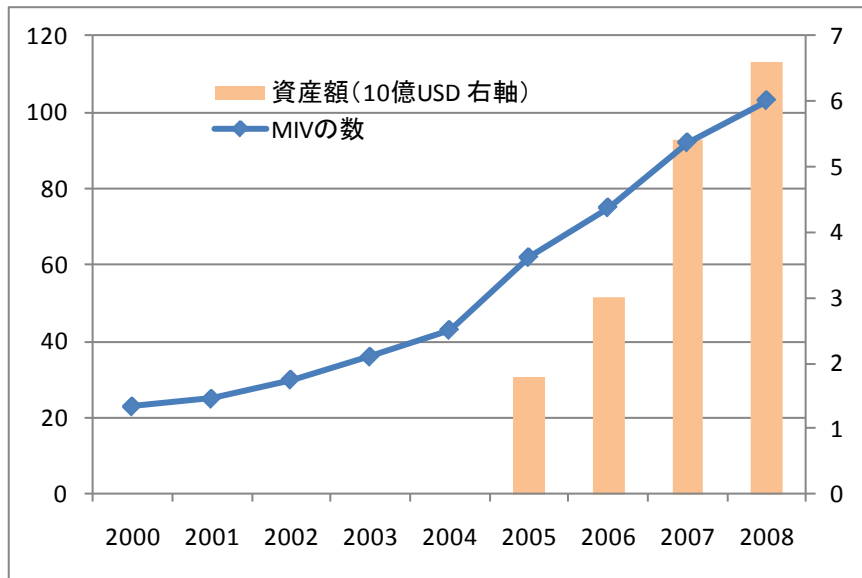


(出所) MIX Microfinance Information eXchange

<sup>3</sup> <http://www.mixmarket.org/>

<sup>4</sup> CGAP (<http://www.cgap.org/p/site/c/template.rc/1.26.11458/>)

(図表3) MIV 主要計数推移



(出所) CGAP

なお、そもそもマイクロファイナンスが対象とする途上国の貧困層の家計の実態について地道な研究が進められている。最近のある研究<sup>5</sup>によると、途上国の貧困層は一般に想像されている以上に複雑なキャッシュフローを日常的にマネージしており、かつ潜在的な貯蓄性向は非常に高い。また、既存の金融制度やマイクロファイナンスが貧困層のニーズに十分マッチしていないため、非公式かつリスクな土着の制度の中で彼らのお金が非効率に滞留していることなどが指摘されている。この研究によると、次のような金融サービスの提供が最も重要である。

- 少額の預金、引き出しがいつでもできる銀行口座
- 長期の積立定期預金
- 目的を定めない一般貸付制度

一方、マイクロファイナンスと並行して世界的にBOPビジネスに関心が集まっている。BOP(Base of the Economic Pyramid)の確立した定義は今のところないが、年間所得3,000ドル未満を低所得層とすると、世界人口の約7割に相当する約40億人が所得階層別人口構成ピラミッドの底辺層をなし、その市場規模は日本の実質国内総生産に相当する約5兆ドルを上回るとされている。BOPビジネスとは、企業が途上国においてBOP層を対象にビジネスを行いながら、BOP層の

<sup>5</sup> Collins, D. Morduch, J. Rutherford, S. and Ruthven, O. *Portfolios of the Poor*; Princeton University Press, 2009

Fukuda, Y. “【Commentary】 Portfolios of the Poor”, Newsletter No. 14, IIMA, 2009  
( [http://www.iima.or.jp/pdf/newsletter2009/NLNo\\_14\\_e.pdf](http://www.iima.or.jp/pdf/newsletter2009/NLNo_14_e.pdf) )

生活改善を図る取り組みであるが、慈善事業としてではなく、あくまでも持続可能性のある本業のビジネスとして実施されるものであり、CSR活動をさらに発展させたものと位置付けられている<sup>6</sup>。

マイクロファイナンス対象の 30 億人と BOP ビジネス対象の 40 億人は、同じ貧困層を異なる側面から捉えたものであり、ほぼ重なる人々と考えて良いだろう。これらの人々は従来ビジネスや開発の対象としてまともに扱われず、慈善活動の対象として見られる傾向にあった。しかし、BOP ビジネスの観点からは、昨今の先進国経済の低迷や先進国ハイエンド市場の飽和状態を背景に、途上国の貧困層市場は潜在的な巨大市場としてにわかに注目を集めているのである。また、マイクロファイナンスの観点からは、収益性の高い金融ビジネスの対象としてだけではなく、貧困層の潜在的に高い貯蓄性向に着目して、貧困層を経済成長の原資を生み出す担い手として新たに取り込んでいくことが重要と考える。

マイクロファイナンスを通じた“financial inclusion”の促進を具体的に追求している事例として、APECに対するAPECビジネス諮問委員会(ABAC)の提言(2009年)<sup>7</sup>と、関連するワークショップ活動が挙げられる。ABACは提言として次の6項目を掲げ、マイクロファイナンスを普及させるための各種制度改革の実施と、改革実施のため優れた成功事例からのノウハウ共有を提唱している。2009年<sup>8</sup>と2010年に開催されたワークショップでの議論の要旨を提言項目ごとに整理すると次の通りである。

### 1. エージェント・バンキング

郵便局、小売店、宝くじ売り場、薬局などの様々なノンバンク・アウトレットのリスクのレベルを勘案しつつ、低コストで広範に金融サービスを提供可能とする政策と制度の設計が求められる。

### 2. モバイル・バンキング

近年急速な普及を見せているモバイル・バンキングに関しては、銀行業務のみならず、通信、マネーロンダリング・テロ対策など、関係する分野が多岐にわたるため、適切な規制レベルの設定と規制当局間の緊密な協調が求められる。また、消費者保護の観点から、プロバイダやエージェントに対する監

<sup>6</sup> 加藤 庸之「官民連携による Win-Win の BOP ビジネス」、日本貿易会月報、2009年5月号  
([http://www.jftc.or.jp/shoshaeye/trade\\_invest/200905.pdf](http://www.jftc.or.jp/shoshaeye/trade_invest/200905.pdf))

<sup>7</sup> <http://www.keidanren.or.jp/abac/>

<sup>8</sup> <http://www.adbi.org/event/2878.financial.inclusion.innovative.policies/>

督（含む個人情報保護）や金融リテラシーの向上が重要である。

### 3. マイクロファイナンス事業者の多様化促進

新規参入に関しては、市場に混乱をもたらさない限り、極力規制緩和を進めることが勧奨されている。また、新規サービスに関しては、融資のみならず、貯蓄、保険、送金など貧困層の日常のキャッシュフローマネジメントや長期ニーズに対応できるきめ細かいサービスの開発と提供が求められている。

### 4. マイクロファイナンスに関わる公的金融機関のガバナンスと運営の強化

既存の公的金融機関によるマイクロファイナンスをあらためて“financial inclusion”という観点から見直し、より効果的・効率的なサービス提供が可能となるような改革が勧奨されている。なお、NGOを含めた民間部門のみでは“financial inclusion”推進にかかる全コストを負担することは出来ず、市場の整備・育成も含め、途上国の政府・公的金融機関が果たすべき役割は無視できない。特にアジアにおいては農村開発を中心とした零細なエンドユーザーを対象とする制度金融はそれなりの歴史を有している<sup>9</sup>。これらは再評価されてしかるべきであり、これらの実績は域内外のマイクロファイナンスの発展に貴重な示唆をあたえうる、との指摘も寄せられている。

### 5. 金融サービスを受けるための本人確認

途上国では戸籍などの登録制度が不備であることが多く、金融サービス提供の前提条件である本人確認自体が簡単でない。その点、携帯電話と同じように昨今の技術革新の活用が期待されており、たとえばバイオメトリクスデータ(指紋・虹彩など人体の特徴を記録したデータ)の活用がマイクロファイナンスの普及とともに一気に進む可能性がある。関連して、顧客の信用力の確認に際しても貧困層の実情に合わせて、ある程度柔軟な対応が求められる(例：公共料金の支払い履歴など活用)。

### 6. 消費者保護

情報公開、紛争解決制度、個人データ保護など多岐にわたる制度設計が求められる。また、これらと並行して金融リテラシーの向上に取り組むことが重要である。なお、個人情報保護に関しては、OECDの関連ガイドライン遵守の必要性も指摘されている。

---

<sup>9</sup> 例：National Bank for Agriculture & Rural Development（インド）、Bank Rakyat Indonesia（インドネシア）、Bank of Agriculture & Agricultural Cooperatives（タイ）。Land Bank of the Philippines（フィリピン）

ここまで見るだけで、やるべきことが実に多いことが分かる。今後については、それぞれの途上国の現場での実績積み上げと、経験のフィードバック・情報の共有を地道に継続してゆく以外にないであろう。

以上のような検討に今後一層影響を与えていくことになりそうなのが G20 の議論である。G20 関連会合では、G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明で初めて貧困層の“financial inclusion”に関する記述が現れた（2009 年 9 月 24—25 日）。その部分の要旨は次の通りである。

G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明（2009 年 9 月 24—25 日） <sup>10</sup>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 貧困層のための金融サービスへのアクセスを向上することにコミットする。</li><li>● 貧困層に届くような新たな金融サービスの提供を安全に、かつ健全に普及することへの支持に合意。</li><li>● マイクロファイナンスの例を基に、中小企業(SME)金融に関し成功したモデルを拡大する。</li><li>● 貧困層支援協議グループ(CGAP)、国際金融公社(IFC)及び他の国際機関と共に作業しつつ G20 Financial Inclusion Experts Group(G20 金融包摂専門家グループ)を立ち上げる。 同グループは、貧困層に対する金融サービスの提供における革新的アプローチに関して学んだ教訓を特定し、成功した規制及び政策アプローチを推進し、金融アクセス、金融リテラシー、消費者保護に関する基準を具体化する。</li><li>● G-20 SME Finance Challenge（途上国の中小企業支援のための官民連携スキーム）を立ち上げることにコミットする。</li></ul>

その後開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議での進展をそれぞれの声明から抽出すると次の通りである。

G20 ワシントン財務大臣・中央銀行総裁会議（2010 年 4 月 10 日） <sup>11</sup>
<ul style="list-style-type: none"><li>● G20 金融包摂専門家グループの作業の進捗を認識。</li><li>● SME Finance Challenge の立ち上げ成功を目指す。</li></ul>

<sup>10</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909\\_seimei\\_ka.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html)

<sup>11</sup> [http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/g20\\_220423.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/g20_220423.htm)

G20 韓国・釜山財務大臣・中央銀行総裁会議（2010年6月5日）<sup>12</sup>

- 革新的な金融包摂の原則や中小企業への資金支援における成功事例の吟味など、金融包摂における大きな進捗を歓迎。
- 関連国際団体に対して、いかにして金融包摂の促進に更に貢献できるかを検討するよう求める。
- SME Finance Challenge の立ち上げを含め、トロント・サミットにおける金融包摂に関する具体的成果を期待。

なお、「革新的な金融包摂の原則」(Principles for Innovative Financial Inclusion) は、G20 ピッツバーグ・サミットで発足が決まったG20 金融包摂専門家グループ(FIEG)を中心に作業が進められてきており（傘下に 2 つのサブグループを配置：Small and Medium-sized Enterprises Finance、Access through Innovation）、行動計画(action plan)と共に本年 11 月のG20 ソウル・サミットでの合意を目指しているとのことである<sup>13</sup>。

このように、G20 を中心として、政策レベルでは収斂の方向にある。その様な中で、基本に立ち返って考えてみたいことがある。“financial inclusion”とは、様々な理由から基本的な金融サービスにアクセスすることが困難な状態に置かれている貧困層をあらためて国民の一部として位置づけるという、いわば国づくりの根幹にかかわる作業でもある。貧困層を巨大な市場として、また、潜在的に貯蓄性向が高い層として見直すのであれば、貧困削減の鍵は貧困層にこそあるといえるのではないだろうか。ところが、貧困層を開発戦略に意識的に取り込む、すなわち、マイクロファイナンスや BOP ビジネスを“inclusive な国づくり”のための有効な手段として位置づけ、熱心に推進するといった声は、途上国側からあまり聞こえてこないように思われる。途上国のエリート層は、実は自国の貧困層を救済すべき同胞と考えていないのではないか？彼らは途上国の貧困層の救済を篤志な先進国政府やNGOの自己満足に任せておくと内心割り切っているのではないか？マイクロファイナンスや BOP ビジネスについては、途上国自身が援助依存体質からの脱却を図る有効な手段として位置づけ、根源的な議論を G20 等の国際協調の舞台で積極的に展開すべきなのではないだろうか。

6月26日から27日にかけてG20トロント・サミットが開催される。人民元弾力化や金融規制を巡る議論が中心となり、その他のトピックは端に追いやら

<sup>12</sup> [http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/g20\\_220605.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/g20_220605.htm)

<sup>13</sup> <http://technology.cgap.org/2010/03/09/the-g-20-eyes-financial-inclusion-using-mobile-phones-other-icts/>



れてしまう可能性が低くないように思われる。しかし、本来貧困克服ほど重要なテーマは他にないはずである。途上国の発言力が高まった G20 という国際協定の公式プラットフォームにおいて、“financial inclusion” が今後どのように取り扱われていくことになるのか、大いに興味を持って注目したい。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくご申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2010 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihonbashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>